

議案第 8 2 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

生活保護費における生活扶助費に、光熱水費としてし尿及び污水处理手数料が含ま
れているため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「手数料」を「、別表第1に掲げる処理手数料のうち、市が粗大ごみを収集、運搬及び処分をするときに係る処理手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第27条第2項の規定は、この条例の施行の日以降に行う一般廃棄物の処理に係る処理手数料から適用し、同日前に行った一般廃棄物の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。